

## **骨格案の説明**

(注) 以下において、「座長ペーパー」とは、「考えられる裁判員制度の概要について」(第28回検討会資料1)、「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」(第28回検討会資料2)及び「考えられる検察審査会制度改正の概要について」(第29回検討会資料1)をいい、「たたき台」とは、「裁判員制度について」(第13回検討会資料1)、「刑事裁判の充実・迅速化について」(第19回検討会資料1、第22回検討会資料2及び第26回検討会資料1)及び「検察審査会制度について」(第11回検討会資料1)をいう。

### **第1 骨格案の性格について**

「裁判員制度の概要について(骨格案)」、「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について(骨格案)」及び「検察審査会制度改正の概要について(骨格案)」の3つのペーパーは、それぞれ、表題に、「骨格案」と記載しているとおり、裁判員制度・刑事検討会の3つの検討テーマについて、検討会での議論をはじめとする各方面での御意見を踏まえて、立案当局としての事務局の立場から、裁判員制度をはじめとする各制度の概要、いわば骨格を示す案として作成したものである。

事務局としては、この骨格案の内容に沿った形で、各制度に関する法案を作成する作業を進める予定である。

なお、骨格案は、あくまで、制度の骨格を示すためのものであることから、制度の概要を理解しやすいようにすることを優先し、制度の細部については省略している部分や表現等において必ずしも厳密ではない部分もある。今後、基本的には、骨格案の内容を踏まえた上で、細部の肉付けをしつつ、法制的、法技術的な観点からの検討を加え、法案を作成していきたいと考えている。

以下においては、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化、検察審査会制度の各骨格案の内容についての説明を行うが、各骨格案の構成は、基本的に、座長ペーパーの構成に従っているため、主として、座長ペーパーの内容と異なっている点を中心として説明することとする。

## **第2 「裁判員制度の概要について（骨格案）」の説明**

この骨格案においても、たたき台の場合と同様に、裁判所や裁判官、あるいは裁判長などを表す場合、それらを区別はせずに、すべて、「裁判官」という表現に統一しているので、留意されたい。

### **1 「1 基本構造」**

まず、「1 基本構造」の部分の「(1) 合議体の構成」の項目中、イの「裁判員の員数」については、これを「6人」とすることとした。

この点は、これまで、非常に活発な議論が行われてきた点である。座長ペーパーの説明でも触れられていたとおり、検討会においては、裁判官3人に対し同数程度、あるいは3ないし5人という意見が相対的に多数であったところであり、座長ペーパーでは、「裁判員は4人とする」としつつ、「5人ないし6人とすることも考えられる」とされていた。

この点に関し、事務局としては、評議の実効性の確保やひとりひとりの裁判員が責任感と集中力を持って裁判に主体的・実質的に関与することを確保するという観点を見捨てるべきではなく、合議体全体の規模には限度があると考えたが、そのような要請を満たすことができる範囲内としつつ、同時に、裁判に国民の感覚がより反映されるようにするため、裁判員の数をある程度多くすることが適当であると考えた。そのような観点から、裁判官3人と裁判員6人で審理を行う制度が妥当と考えたものである。

合議体の構成については、さらに、ウとして、「第1回公判期日前の準備手続を主宰した裁判官は、準備手続の結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ、事案の性質等を勘案して相当と認めるときは、裁判官1人及び裁判員4人の合議体による審判とすることができるものとする」という項目を設けた。

裁判員制度の対象となる重大な事件であっても、今後は、第1回公判期日前の準備手続の導入により、争点の有無が相当程度、公判開始前に明らかになることが期待され、中には、被告人が事実関係を全く争わず、法律解釈や訴訟手続上の問題も生じないであろうということが予想できる事案もあると思われる。

このような事案については、今回導入することとなる、裁判官3人に裁判員6人という、相当に規模の大きな合議体での審理が常に必要不可欠であるとまではいえず、通常の場合よりも少人数の構成で審理することとしても差し支えない場合があると思われる。そこで、このような場合に限って、裁判官1人、裁判員4人の合議体で審理することを可能とする制度を設けることとしたものである。

裁判官1人、裁判員4人の合議体で審理を行うための要件は、骨格案に記載したとおりであるが、「事案の性質等を勘案して相当と認めるとき」という部分については、例えば、公訴事実は争っていないものの、動機その他重要な事情について争いがある事案や特に重大な事案については、少人数の合議体で審理するには適当な事件ではないということになるのではないかとと思われる。

なお、いったん、裁判官1人、裁判員4人の合議体で審理を始めた場合であっても、その後に、事実を争うようになった場合など、少人数の合議体で審理することが相当でなくなったときには、裁判官3人、裁判員6人の通常の合議体で審理するものとすることを検討している。

次は、「(2) 裁判員、補充裁判員の権限」の項目中、2ページのウの「職権行使の独立」の部分である。この部分は、憲法第76条第3項の表現にならい、「独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される」となっていたが、「憲法及び法律にのみ拘束される」の部分は、むしろ裁判員の義務として位置付けるのが適当と考えられることから、9ページの「裁判員及び補充裁判員の義務」のウに、「法令に従って職務を行う」義務として記載した。内容を変更するという趣旨ではない。

次の相違点は、「(4) 対象事件」の項目中、3ページのウの「対象事件からの除外」の部分である。(1)に該当する事件であっても、裁判員、その親族等に対する加害行為がなされるおそれがあるような事件については、例外的に、裁判官の合議体で取り扱うことができることとする制度を設けることにした。ただ、具体的な要件をどのように法律に規定するかといった点については、なお検討を行っているところであり、対象事件からの除外の制度として考えられる一例を示した上で、具体的な要件については、更に検討する旨を付記した。

## 2 「2 裁判員及び補充裁判員の選任」

次に、「2 裁判員及び補充裁判員の選任」である。

まず、「(1) 裁判員の要件」の項目であるが、裁判員の要件は、「衆議院議員の選挙権を有する者」、つまり、年齢20歳以上の者とした。より幅広い層から裁判員が選任されるようにするのが適当と考えたところである。

次は、「(3) 就職禁止事由」のアの「職業上の就職禁止事由」である。(ア)から(ツ)までの職業を列挙した上で、柱書きの部分に、「次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする」と記載されたが、具体的な事由について更に検討するものとする。」と記載した。列挙されている職業については基本的に就職禁止事由とすべきであると思われるが、更に法制的な観点等からの検討も必要であるところから、このように記載したものである。

5頁の「(4) 除斥事由」のケは、事件について検察審査員等であったことを除斥事由とするという項目であるが、審査補助員を加えている。審査補助員というのは、いわゆるリーガルアドバイザーのことであり、日本語の仮称としたものである。

次のコについては、たたき台では、「前審の審判」に関与した者についても除斥事由としていたが、この骨格案では、裁判員は第一審のみで審理に関与することとしたので、「前審の審判」に関与するということとはあり得ないこととなったため、削除した。

同じく5頁の下の方から始まる「(5) 辞退事由」の項目中、まず、6頁のオの括弧内の記載については、辞退事由のうち、キの「やむを得ない事由」を理由とした辞退者についてのみ、オの辞退事由から除外するのではなく、辞退した者についてはすべてオの辞退事由から外すこととした。

辞退事由のキについては、辞退できる場合をより明確にするという趣旨で、典型的に辞退が認められると思われる事由を3点、例示として記載した。

具体的には、

重い疾病又は傷害により、裁判所に出頭することが困難であること。

介護又は養育が行われなければ日常生活に支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

裁判員として職務を行うことによりその従事する仕事に著しい損害

が生じるおそれがあること。

の3点である。

次の相違点は、「(8) 裁判員候補者の召喚」の部分である。7頁のイの「検察官及び弁護人に対する事前の情報開示」の(ア)では、召喚した裁判員候補者の名簿を検察官及び弁護人に送付する時期を、「質問手続の日より2日前まで」とした。当事者が忌避等についての判断材料を得る必要性と裁判員候補者のプライバシーの保護、生活の平穩の保持の確保等の調和を図る観点から、当事者が手持ちの資料との照合等をするのに必要十分な時間として、2日前までに名簿を送付することとしたものである。

同じく(ウ)では、送付を受けた裁判員候補者の名簿の記載内容や質問票に対する回答内容を漏らしてはならない主体として、検察官、弁護人のほか、被告人を挙げることにした。忌避理由等の有無を確認するため、弁護人が、被告人に対して、裁判員候補者の氏名等を示すことが想定されるので、被告人についても同様の義務を課す必要があると考えたものである。

同じ頁の「(9) 質問手続」のイの(イ)の部分では、裁判員候補者に対する質問を求めることができる者として、検察官と弁護人のほか、被告人を挙げた。必要があるときには、被告人も質問手続に同席が認められることから、忌避理由等の有無を判断するために必要と考える質問を認めるべきであると思われること、また、そのような権利を認めたとしても、実際に質問をするのは裁判官であることから弊害も考えにくいと思われることによるものである。

(ウ)と、次の8頁の(イ)では、いずれについても、「審理予定期間において」という表現を記載している。欠格事由等に当たるかどうかは、質問手続の時点だけではなく、裁判員としての職務に従事する予定の期間について判断すべきであるが、そのことを明確にするという趣旨で記載したものである。また、(イ)では、このほかにも、表現を整理するための若干の修正を加えているが、内容を変更する趣旨のものではない。

(カ)の部分では、裁判員の員数を6人、あるいは4人としたことを踏まえ、理由を示さない忌避ができる人数を、それぞれ、4人、あるいは3人とした。

### 3 「3 裁判員等の義務及び解任」

次は、8頁の最後の行から始まる、「3 裁判員等の義務及び解任」の(2)の「裁判員及び補充裁判員の義務」の部分である。

9頁のウについては、既に説明したとおりである。

同じ頁の(3)の「裁判員及び補充裁判員の解任」の項目中、10頁のオの(ア)は、いったん選任された裁判員について、辞退事由に該当する場合には途中での解任を認めるべきかどうかという問題であるが、辞退事由が選任前から存在していたにもかかわらず、選任前には辞退を申し出なかった裁判員については、途中での辞退申出を認める必要はないのではないと思われる。そこで、選任後の辞退については、キの「やむを得ない事由」が選任後に生じた場合に限定することとした。

#### 4 「4 公判手続等」

次は、11頁の(5)の「宣誓等」である。この部分は、以前のたたき台の段階から、裁判員等に対し、裁判官が、裁判員の心得を教示するという表現となっていたが、「心得の教示」という用語について不適當ではないかとの意見があったことから、「裁判官が、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明」という、よりかみ砕いた表現とした。

また、同じ頁の(6)の「新たな裁判員が加わる場合の措置」の部分では、最後の一行の部分につき、「負担の少ない方法によるものとし、必要な措置を講ずるものとする」と記載し、公判手続の更新の手続は、裁判員に適した方法によることを明確にした。

同じ頁の(7)の「証拠調べ手続等」では、イの「証拠調べ等」の部分につき、以前のたたき台では、議論のための素材という性質上、議論の手がかりとする観点から様々な運用上の工夫等を挙げていたが、骨格案では、検討会における議論をも踏まえて、法令の整備を行う必要があると考えたものに限って記載することとした。2つあるが、内容は、いずれも、いわゆるたたき台の該当部分と同じである。

なお、たたき台の段階からこの項目に掲げられていた論点で、今回の案には掲げられていない部分についても、運用上の工夫のほか、最高裁判所規則に訓示規定を設けるなどの対応が考えられることはいうまでもない。

## 5 「8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」

次は、13頁の下の方から始まる「8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」の(1)の「裁判員等の個人情報の保護」という項目である。14頁では、まず、アとして、何人も、裁判員等の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないという訓示規定を設けることとした。さらに、この義務に関しては、裁判終了後に、裁判員等であった者が同意している場合にまで、その個人情報を公にすることを規制する必要性はないと思われたので、ただし書きにおいて、その旨を明らかにしている。また、アの一般的な義務を受け、イとして、確定記録の公開に関する項目を設けている。ここでは、氏名を含め、裁判員等の個人が特定されるおそれのある情報が記載された書類は公開してはならないということとしている。

なお、以前のいわゆるたたき台には、「裁判の公正を妨げる行為の禁止」として、何人も裁判の公正を妨げるおそれのある行為をしてはならないという義務と、報道機関が事件に関する報道を行うに当たっての配慮義務に関する項目があったが、これについては、いずれも削除し、この点に関する法律上の措置は行わないこととしている。

## 第3「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について（骨格案）」の説明

### 1 「第1 第一回公判期日前の新たな準備手続、」

7頁、「8 争点の確認等」の「(2) 準備手続終了後の主張」については、座長ペーパーでは、被告人には、いわゆる主張制限を設けないものとする一方、検察官及び弁護人には、主張制限を設けるものとする案が提示されていた。確かに、準備手続における争点整理の実効性を担保する観点からは、そのような制度とすることも考えられると思われるが、被告人が公判期日において新たな供述をした場合に、弁護人が、その供述にのっとり、法的観点を踏まえた主張を組み立てて提示することができなくなり、被告人の代理人でもある弁護人の立場との整合性に問題も生じ得るなどの指摘もあったことから、骨格案では、そのような主張制限を設けないものとする案を掲げた。

## 2 「第3 訴訟指揮の実効性確保、」

8頁、「2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等」の「(2) 裁判所による処置請求」のイで、「速やかに適当と認める処置を採り、」の部分  
を削除した。この部分がなくとも、採った処置を通知する義務がある以上、適  
当と認める措置を採らなければならないことは当然と考えられ、刑事訴訟規則  
303条の規定振りとの整合性をも考えて、このようにした。

## 3 「第5 即決裁判手続」

9頁、「1 即決裁判手続の申立て」については、(2)で、検察官が被疑者  
に対し即決裁判手続の申立てに同意するかどうかを確かめる際に、所要の権利  
告知をすべき旨を記載した。被疑者の権利保護をより手厚くする趣旨によるも  
のである。

9頁から10頁、「2 公的弁護人の選任」については、たたき台の段階か  
ら、(2)において、「(1)の場合において、検察官の意見を聴いた上で、相当と  
認められるときに、公的弁護人が選任されるものとする。」としていた。そ  
の趣旨は、弁護人選任に当たっては、検察官に即決裁判手続による意思がある  
のかどうかを確認するというものであったが、検討会でも指摘があったように、  
弁護人選任の当否につき、検察官が意見を述べることができるような誤解を招  
くおそれがあった。そこで、誤解を招くことがないように、(2)を削除し、代わ  
りに、(1)に、「検察官から即決裁判手続によることについて同意をするかど  
うかを確かめられ、」を加え、同様の趣旨を実現しようとするものである。

## **第4 「検察審査会制度改正の概要について(骨格案)」の説明**

続いて、検察審査会制度改正に関する骨格案について、座長ペーパーの内容と  
異なっている部分を説明する。

### 1 「1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与」

1頁から2頁、「(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持  
の在り方」のアについては、座長ペーパーでは、法的拘束力のある起訴相当の

議決書謄本を、「事件の管轄権を有する地方裁判所又は管轄権を有する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」に送付し、その裁判所が指定弁護士を指定するものとされていた。通常は、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に、事件の管轄権があると考えられるものの、事件によっては、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域外の裁判所にしか、事件の管轄権がないということがあり得ることから、いずれの場合もカバーできるように、「事件の管轄権を有する地方裁判所又は管轄権を有する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」に送付するとされていたものと理解している。

ただ、事件によっては、検察審査会にとって、被疑者の住居が不明であるなどの理由により、その事件の管轄権を有する裁判所が判然としない場合があり得ると思われる。そこで、そのような場合にも対応できるよう、骨格案では、原則としては、一般的に、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付することができるものとするが、その地方裁判所に事件の管轄権がないときには、事件の管轄権のある地方裁判所又は管轄権のある裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に、議決書謄本を送付することができるものとしたものである。

## 2 「2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方」

2 頁、「(1) 審査補助員（仮称）の委嘱」については、たたき台、座長ペーパーでは、「リーガルアドバイザー」という仮称を用いていたが、日本語で表現する方が適当と考え、同様に仮称であるが、「審査補助員」とした。

3 頁、「(2) 検察審査員の職務執行の停止」については、現行の検察審査会法 17 条で、禁錮以上の刑に当たる罪で起訴された場合が、職務執行の停止事由とされているが、逮捕又は勾留されていることを、その事由に加えるものである。

自らが被疑者や被告人の立場で刑事手続にかかわることになった場合に、その者が他の不起訴処分の当否の判断に関与することは、適当ではないのではないかと考えたものである。

なお、たたき台、座長ペーパーでは、検察審査員の義務・解任の在り方を、裁判員制度における検討を踏まえて検討するものとされていたが、仮に、解任制度をもうけるとすると、検察審査会がこれを解任することになると考えられ

る。しかし、その場合、検察審査会内の多数派が意見の合わない少数派を更迭するために解任制度を濫用するなどの問題も生じ得るので、適当ではないと考えた。

3頁、「(3) 罰則」のうち、アは、検察審査員、補充員、審査補助員が職務上知り得た秘密をもらした場合の罰則を整備するというものである。現行の検察審査会法の秘密漏えい罪は、「会議の様相又は各員の意見若しくはその多少の数」を漏らすことを禁止しているが、例えば、検察審査員が不起訴記録を閲読して知った関係者の個人情報など、必ずしも「会議の様相」とは言いえない職務上知り得た秘密を漏らした場合の問題などを考慮し、この罰則を整備することにするものである。

イは、今回の改正により、実質的に公訴提起の判断をすることができるようになる検察審査会の構成員等の保護の必要性が高くなるといえることから、検察審査員やそれになり得る補充員等に対する威迫行為に対する罰則を新設するものとしている。

なお、これらの罰則の法定刑については、同様の罰則が設けられる裁判員制度とのバランス等を考慮し、裁判員制度における検討を踏まえるものとしている。

3頁、「(4) 検察審査員の資格等」については、検察審査員の就職禁止事由等につき、既に死文化しているものなど、現在の社会情勢に適合しないように思われるものがあることから、これに適合するように見直すものとしている。